

第 200 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 5 年 12 月 13 日（水） 10:00～11:10

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、菅 幹雄、
富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、成田 礼子、宮川 幸三

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、
農林水産省大臣官房統計部統計部長、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長

政策統括官（統計制度担当）：重里統計企画管理官、辻統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 諮問第179号の答申「サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態調査の承認について」
- (2) 諮問第180号の答申「社会教育調査の変更について」
- (3) 諮問第182号「作物統計調査の変更について」
- (4) その他

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第200回の統計委員会を開催したいと思います。

平成19年10月5日に第1回の統計委員会が開催されてから、正に節目の200回を迎えることになりました。統計委員会の審議は、公的統計の基本計画など、統計全般や各府省の個別統計など多岐にわたっております。昨年現在で、答申を179件、それから建議につきましては15件、お手元にまとめていただいた資料があるかもしれませんが、そういう形で、最近は様々な事案の対応のために回数も多くなっているところです。

これからも公的統計の更なる有用性の確保、それから品質の向上に向けて、統計整備の中核としての役割を果たしていきたいと考えています。正に、このような役割を果たすた

めに、委員の先生方、臨時委員の先生方の御協力は不可欠と存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事を開始したいと思います。なお、本日は、白塚委員が御欠席と伺っております。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、配布された議事次第のとおり、答申、諮問などについて説明があります。本日、このような議事にさせていただきます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際、必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○椿委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第179号サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認の答申案についてです。サービス統計・企業統計部会の部会長の菅先生から答申案について、御説明をよろしくお願いいたします。

○菅委員 それでは、サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認の答申案について、御報告いたします。

本件については、10月の委員会で諮問された後、2回の部会を開催し、書面審議による議決を経て、資料1のとおり取りまとめました。本日は、ポイントを絞って御報告いたします。

まず、1ページの「1 サービス産業動態統計の指定」の「(1) 指定の適否」については、結論として、基幹統計として指定することが適当であるといいたしました。その理由として、まず「ア 基幹統計の指定の意義」についてですが、現在、サービス産業の生産活動の実態は、経済センサスや経済構造実態調査により毎年詳細に把握されている一方、月次の基幹統計調査は存在しません。

こうした中、総務省は、サービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査を統合し、サービス産業の事業活動の動態を明らかにするサービス産業動態統計を新たに作成する計画としています。

本統計の基幹統計としての指定は、現行法下における初期の基本計画において既に認識されていた積年の課題に対応するものであり、経済統計の体系的整備に大きく寄与するものとして高く評価できるとしました。

次に、「イ 基幹統計の要件の該当性」についてですが、本統計の母体となる2つの統計調査は、QEを始め、政府や民間企業等において幅広く活用されており、表1のとおり、利活用が順次拡大している状況です。

こうした状況に加えて、後述する公表早期化の予定も踏まえると、新たに作成されるサービス産業動態統計は、現行以上の幅広い利活用が見込まれます。したがって、本統計は、

基幹統計の要件である「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」及び「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」として認められるとしました。

次に、「2 サービス産業動態統計調査の承認」の「(1) 承認の適否」ですが、全体的な結論として、承認して差し支えないといたしました。

3 ページに移ります。その理由として、「ア 調査対象の範囲」については、本調査では、日本標準産業分類中分類ベースで35分類に属する企業等及び事業所を対象とする計画となっています。これについては、サービス産業を概括的に把握してきた現行の動向調査の設計が踏襲されるもので、調査結果の継続性等の観点からも適当であるとしました。

4 ページに移ります。「イ 報告を求める個人又は法人その他の団体」については、本調査では、約1万3,000企業等及び約2万5,000事業所を対象とする計画です。これについては、企業規模等に応じて企業単位と事業所単位の調査を使い分けることにより、全体の報告者数を抑制しつつ、サービス産業の実態を正確に把握しようとするものであり、適当であるとしました。新設の企業等についても、最新の年次フレームを活用して追加することとしており、適当であると整理しました。

次に、5 ページの「ウ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」については、従業者数については、動向調査から詳細な内訳区分を廃止するとともに、他統計と従業者の概念を合わせるための修正を行うこととしています。これについては、簡素化と利活用面の改善を両立するスクラップ・アンド・ビルド等を行うものであり、報告者負担の軽減、他統計との整合性の向上等の観点から適当であると整理しました。

なお、事業活動別売上（収入）金額の把握については、正確な回答確保や他統計との整合性向上等の観点から、事業活動の解説や分類区分の在り方について、不断に見直しを図る必要があることを指摘することとしました。

7 ページに移ります。「エ 報告を求めるために用いる方法」については、本調査では、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施し、独立行政法人統計センターによる企業調査支援事業を活用する計画となっています。これについては、本調査の回収率及びオンライン回答率の向上並びに結果精度の確保・向上を図る観点から適当であると整理しました。

次に、「オ 集計事項」については、産業中分類ベースの売上高及び従業者数を公表する計画となっており、これに加えて現行の特サビ調査で公表している産業細分類ベースの売上高を参考表として公表する予定としています。これについては、広範な利活用が想定される事項が調査計画に位置付けられ、他のニーズに対しても柔軟に対応するものであり、適当であると整理しました。

8 ページに移ります。また、過去の調査結果との接続については、標本交替による変動調整と消費税の補正を行った上で、動向調査が現行の体系となった平成25年まで遡及することとしています。これについては、長期時系列データの提供による統計利用者の利便性向上等に資することから、適当であると整理しました。

なお、本調査の集計結果の公表に当たっては、過去の結果との接続方法、時系列比較を

行う際の留意点などはもとより、欠測値補完や特別集計の方法などを含めて、統計利用者に適切に周知する必要があることを指摘することとしました。

次に、「カ 報告を求める期間」については、調査票の提出期限を5日前倒しする計画となっています。これについては、調査対象企業の意見を踏まえて、可能な範囲で前倒しを行うものであり、特に問題ないと整理しました。

次に、「キ 調査結果の公表期日」については、速報の公表を1週間程度前倒しし、9ページに移りますが、確報結果については、現行の動向調査同様、遅延調査票を取り込んで公表する計画です。これについては、累次の基本計画における公表早期化への指摘への対応や、確報の精度維持の観点から、おおむね適当であると整理しました。

なお、今回前倒しする速報の公表期日は、主要な月次の基幹統計調査と比較すると3週間程度遅く、1次Q E推計時点では3か月目のデータが活用できない状況にあります。

したがって、本調査の趣旨や重要性の周知を的確に行うとともに、調査事項の簡素化、調査票の提出期限の前倒し、企業調査支援事業の導入等の取組による回収の早期化の動向を丁寧に検証する必要があること、その上で、結果精度の維持を前提とした更なる公表早期化の可能性について速やかに検討し、その実現に向けて取り組む必要があることを今後の課題として指摘することとしました。

「3 第IV期基本計画への対応状況」については、既に御説明したとおりです。

10ページの「4 今後の課題」では、先ほど指摘した公表早期化の課題を改めて整理しております。

私からの説明は以上のとおりです。

○椿委員長 菅先生、御説明ありがとうございました。

本件につきましては、本日欠席の委員の白塚先生からコメントをいただいておりますので、まず御紹介いたします。

サービス動態統計調査については、公表早期化や過去への遡及接続について前向きに取り組まれていることが確認できました。これは非常によいことだと思います。

その上で、今後の取組として、公表早期化を早期に実現することが重要ですので、基幹統計に指定され、報告の進捗が早まっているのかなど、公表早期化の展望をできるだけ早めに委員会に報告してもらうことを要望いたします。

以上です。

それでは、ただ今の菅先生の御説明につきまして、何か御質問などあれば、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。

サービス産業における月次の基幹統計の整備については、答申案にもありましたとおり、正に「積年の課題」でありました。今回、それが実現するのは、我が国の統計整備の歴史に残る重要な一步になるのではないかと存じます。正に、これが第200回の統計委員会で起きたということも非常に感慨深いものがあります。

私自身も、これまで独立行政法人統計センターなどでサービス産業動向調査について関わっていた時期もございました。調査の実績が積み重ねられて、このたび基幹統計調査として生

まれ変わることを個人的にも喜ばしく思います。

一方で、答申案において、公表の更なる前倒しが求められました。このことは、逆にこの新しい基幹統計への期待の高さの表れでもあると存じます。新たな統計調査の実施に当たりまして、これから様々な御苦勞があるかと存じます。総務省におかれましては、答申案を踏まえて、更なる公表早期化の実現に向け、御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。

「サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について」の本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、答申案のとおりといたします。菅先生をはじめ、サービス統計・企業統計部に所属された委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第180号社会教育調査の変更の答申案につきまして、人口・社会統計部会の部会長の津谷先生から御説明をよろしくお願いいたします。

○津谷委員 それでは、社会教育調査の変更に関する答申案について、御報告いたします。

本件については、10月の統計委員会で諮問された後、計2回の部会審議を行いました。部会の審議状況については、前回の統計委員会において詳細に御報告したところであり、本日配布されている答申案は、その審議状況を答申案の形式に整理したものですので、簡潔に御報告いたしたいと思っております。

資料2を御覧ください。

まず、「1 承認の適否」ですが、全体的な結論として、今回の変更については承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、次の「2 理由等」の欄で示した指摘事項については、計画の修正などが必要としております。

まず、「(1) 調査事項の変更」についてですが、今回の変更は、ほとんどが調査事項の細かな変更であることから、申請された内容について、「変更内容」、「変更がなされる調査票」、「変更理由」という構成で、1ページから2ページにかけて表1としてまとめ、これら変更に対する部会の判断理由について、3ページの表2としてまとめております。

表1の変更内容については、先ほど申し上げましたように、事細かに繰り返すことは省略させていただきますが、概要だけ申し上げますと、1)と2)が公民館の所管に関するもの。3)と4)が博物館の区分名称と設置者に関するもの。5)から7)が施設・設備に関するもの。8)が「学級・講座」の参加者数の把握に関するもの。最後の9)が「情報提供方法」の選択に関するものです。

これらの変更について、表2の部会判断理由を御覧いただければと思いますが、1)から4)の公民館と博物館については、法令の改正を契機とする変更であり、対象施設をよりの確に把握しようとするものであること。

5)と7)については、表1で例示した政府計画に加えて、諮問時の統計委員会において清原委員からいただいた御示唆を踏まえ、教育振興基本計画を明示した上で、取組につ

いての進捗確認データとして利活用が想定されるものであること。

6)と9)については、把握の必要性の低下に伴う調査事項の削除であること。

8)については、報告者におけるデータの把握・整備状況や利活用ニーズ等を踏まえた変更であることといった理由で、全体として「おおむね適当」と評価いたしました。

ただ、審議の過程において、「計画の修正や調査実施過程における配慮が必要」との意見が示された部分があり、それらは3ページの「ウ」に記載しております。

これらは、具体的には、調査票の設問文に対する意見と、それ以外に区別することができます。調査票の設問文に対する意見については、答申案の4ページと5ページの別添において、修正意見と修正理由を示しております。

次に、答申案の本文3ページに戻っていただければと思いますが、それ以外の意見については、表3とその後ろの「また」から始まる段落に記載しております。

表3の「修正等の指摘事項」について、簡単に御説明いたしますと、6)については、正確な回答を得るために調査の手引き等で注意喚起すること。8)については、データ利用上の留意点について、ホームページ等で補足説明すること。そして、9)については、今回予定されている公民館調査票に関する変更を契機として、本調査で用いられるほかの調査票を確認した結果、それらの調査票についても同様の変更が必要であるとするものです。

そして、最後の「また」で始まる段落ですが、これは、今回の変更内容ではありませんが、施設が行う事業に関する情報提供方法の選択肢の一つとして設けられている「情報ネットワーク」と「マスメディア」について、その構成やそれぞれの範囲について御質問があったことを受けて、報告者が回答する際に迷いが生じることのないよう、調査の手引きにおいて、より具体的な説明を付す必要があるという意見を記しております。

調査事項等に関する内容は以上ですが、変更事項の最後は、(2)の公表方法に関するものです。ここでは、印刷物の作成を取りやめ、専らインターネットにより対応するという変更が示されております。これについては、既にほかの政府統計調査においても先例があり、インターネットによる情報提供によって利活用上の大きな支障が生じていないとともに、印刷物の作成による事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図るものであるということから、適当と整理いたしました。

社会教育調査の答申案についての私からの説明は以上です。

○**椿委員長** 津谷先生、御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。

清原先生、よろしくお願いたします。

○**清原委員** ありがとうございます。杏林大学の清原です。

ただ今の答申案につきましては、津谷部会長をはじめ、本当に部会の皆様が丁寧に細部まで御検討いただきまして、御提案いただいておりますので、内容について大いに賛同いたします。

その上で気づきがありましたので、発言をさせていただきます。

本日、津谷部会長から御説明いただきました資料2の3ページです。ウのところに修正

等の指摘事項として、例えば、この調査において情報提供方法における選択肢として「情報ネットワーク」と「マスメディア」が別々に設けられていますが、この区分について、「調査の手引きにおいて、より具体的な説明を付す必要がある」とあります。

また、(2) 調査結果の公表方法についても、ペーパーレス化ということで、「印刷物の作成を取りやめる代わりに、インターネット等で適切に情報提供することが適当である」とまとめられています。

私は、今期、デジタル部会の部会長を拝命しておりまして、この答申案における2つのデジタルに関わる御指摘というのは、ほかの公的統計にも大いに関わってくる内容ではないかなと受け止めまして、デジタル部会の検討すべき内容の中に、このように「質問におけるデジタル分野の選択肢の扱い」ですとか、あるいは「今後の調査結果の適切な公表方法において、デジタル技術をいかに活用していくか」というようなことが、今回の答申案でも重要な御指摘をいただいたものと受け止めます。是非、これから取り組んでいきたいと思いました。その気づきを発言させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○**椿委員長** ありがとうございます。本答申案のみならず、ほかの公的統計全般に展開すべき論点が、この答申案の中にあります。それにつきましては、デジタル部会等のいろいろな議論の中で、この方向性を推進していただくという御発言かと思えます。私も、そのとおりだと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○**清原委員** ありがとうございます。

○**椿委員長** ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと存じます。

今回の変更は、調査事項の細かな変更が中心で、調査の考え方や、調査票の構成自体が変わるものではありませんでしたが、法令改正や政府計画、利活用ニーズ及び報告者の負担軽減などを踏まえた有意義な変更であったと認識しております。

また、調査実施者におかれましては、記入者支援の方策についても講じられる予定とのことでしたので、報告者の立場にも配慮した対応が引き続き行われることを期待したいと思えます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「社会教育調査の変更について」の本委員会の答申は、資料2の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**椿委員長** それでは、答申案のとおりといたします。

部会長の津谷先生をはじめ、人口・社会統計部会に所属された委員の先生方、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第182号、作物統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明よろしく願いいたします。

○**内山総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官** 総務省政策統括官室の内山でご

ざいます。

私からは、農林水産省が実施する作物統計調査の変更に関する諮問について説明いたします。資料は3-1と3-2となります。

資料3-2、諮問資料の冒頭、諮問文にありますとおり、今般、農林水産大臣から作物統計調査の変更申請がございました。これを受けまして、総務省において承認の適否を判断する手続の一環として、統計委員会の御意見をお聞きする、これが今回の諮問の趣旨です。

それでは、具体的な説明につきましては、資料3-1の概要資料で行いますので、そちらを御覧いただけたらと思います。具体的な説明の前に、今回の概要資料の作りについて2点、口頭で申し上げます。

まず、この作物統計調査のうち水稻、つまり、お米に関する調査につきましては、調査対象者の方々に調査票を記入していただき返していただくという、一般的に見られる形態ではなく、農林水産省の職員の方、あるいは調査員の方が直接、水田の現場に出向いて稲の生育状況を確認する、あるいは、実った稲を実際に刈り取って持ち帰り玄米の重さを量るといったことなどを内容とする実測調査という手法で行われています。

そして、今回の変更では、この実測調査の効率化が変更事項の一つの柱となっております。そこで、これから御説明する概要資料では、申請された変更事項だけではなく、実測調査に関する説明も加えております。

それから2点目、作物統計調査につきましては、今年度、そして来年度と2段階の諮問が既に予定されていて、今回の諮問は、その第1段階となります。そこで、今後予定されている変更を含め、全体像をイメージしていただくためのスライドも途中に入れております。このようなことから、少し説明が長く、20分程度になるろうかと思いますが、あらかじめ御容赦いただけたら幸いです。

それでは、概要資料の説明に入ります。1ページ目、こちらは、最近の諮問時の通例となりましたが、諮問案件の説明の導入といたしまして、今回諮問する調査と、それ以外の調査との役割分担などを参考情報としてまとめたものです。

今回は、作物の生産状況に関して、農林水産省が様々な調査を実施しておられますので、それを一覧にしております。

まず、水稻を筆頭に主立った作物について広く調べている作物統計調査、これが言わば体系の中心となります。それを補完する形で、一般統計調査が幾つも行われています。作物統計調査の対象になっていない作物で、政策的に情報の把握が特に必要な作物を対象にする特定作物統計調査、これら2調査の対象になっていない地域特産野菜に関する調査、それから、キノコ、山菜などを対象にする特用林産物の調査、そして、作物統計調査においても花きということで切り花など主立ったものは対象になっておりますが、その対象になっていない造園で用いられる木や芝などを対象にする調査と、きめ細かく調査が行われております。

では、今回諮問する作物統計調査の個別説明に入ってまいります。2ページになります。こちらが本調査の概要をまとめたものです。

目的は耕地や作物の生産実態を把握するというものですが、様々な調査により構成されています。調べる内容で区分いたしますと、表の左側の欄に記載しておりますように、大きくは面積についての調査と、作況、つまり取れ高に関する調査に区分されます。

また、表の1行目、対象作物と調査方法、この組合せで申し上げますと、大きくは水稲、つまり、お米とそれ以外の作物に区分でき、水稲については、先ほども申しましたが、実測調査により行い、それ以外の作物については、一般的な統計調査と同様、関係団体あるいは農業経営体に対して郵送などにより回答いただくという形で行われています。

ということで、本調査、どれだけの面積に作付けて、どれだけ取れたかというのが基本構成ですが、お米が日本の主食の重要な位置を占めるということもありまして、水稲の作況調査につきましては、その生育状況に沿って、刈取りによるサンプル収集を、できる地域から順次行って、多段階で公表を行うという構造になっております。

以上が作物統計調査の全体像です。説明の冒頭で、今回の変更においては実測調査の変更が大きなウエートを占めていると申しました。そこで、この機会に水稲の作況調査として行われる実測調査と公表との関係について、1枚スライドを追加しましたので、3ページを御覧いただければと思います。

水稲の作況調査として行われる実測調査は、調査対象となる水田に入って水稲の生育状況を確認するほか、イメージの写真も付けましたとおり、実った水稲を実際に刈り取って持ち帰り重さを量るといったようなことなどを内容とするものですが、集計に当たり、計画上の実施時期に収集したサンプルのみで、それぞれの時点の集計を行うわけではないという特殊性があります。

例えば、9月25日現在の予想収穫量調査の下に計画上の調査時期として「9月中旬から下旬」と書いておりますが、この期間に刈り取られたサンプルのみで集計を行うわけではないということです。

どうということかと申しますと、水稲は地域ごとに刈取りの時期が異なりますので、それぞれの水田の状況に応じて、計画上の調査時期前であっても刈り取りによるサンプル収集が行われる場合があります。

資料の緑色の直角三角形は、刈取りの進捗イメージを示しているものですが、収集されたサンプルは順次蓄積されていきます。つまり、9月25日現在の調査結果というのは、直角三角形の左の端から9月下旬の部分まで括弧でくくっておりますとおり、サンプル収集の開始から9月下旬までに集めた全てのサンプルを用いて算定した結果ということになります。

ですので、当然ながら時期が進むに従って、三角形の面積が広がっていく。つまり、刈取りによるサンプルが増えるということで、より確度の高い集計結果が提供されていく。最終的に100%実測調査を終えた結果として、本年の収穫量がどれぐらいであったかというのが公表されるという流れになります。

以上、実測調査と集計・公表の関係についてイメージしていただきたく、参考になればと思い、お話ししました。

ここまでで、作物統計調査の概要と現状についてお話ししましたが、次の4ページは主

な利活用ということで、幾つか例示をしております。

農作物の生産に関する最も基本となる調査ですので、行財政上の利用だけでも様々に使われております。また、特に資料には記載しませんでした。テレビ番組などで、〇〇県は〇〇の収穫量第1位というような形で、農産物の都道府県別収穫量ランキングなどが出る場合があります。そのデータの一つが収穫量調査といったことになります。

さて、この後、本調査の変更内容について順に御説明いたしますが、本調査につきましては、今年度だけではなく、来年度にかけて2段階での変更が予定されています。そこで、今後予定されている変更内容の全体像を5ページでまとめております。

赤枠で囲った今回の諮問部分については、この後御説明する変更内容の目次にもなっております。先に来年の部分について少し触れますが、この調査についても可能な範囲で民間委託化が想定されています。具体的には、作付面積調査と水稲以外の収穫量調査について、民間委託化が想定されています。ただ、これまで農政局経由で対応してきたものについて民間委託化するといった変更にもなることから、試験調査を行った上で、6年度、改めて申請される予定です。

ということで、今回の変更は、民間委託以外の部分について先行して変更するものとなります。

具体的には、水稲につきましては、実測調査で調べる箇所数を減らしたり、把握する事項を整理する。また、公表を集約して事務軽減を図るといった変更が予定されています。また、水稲以外の作物につきましては、引き続き農政局経由のままではありますが、関係団体にしか導入されていないオンライン調査を農業経営体、つまり、農家や農業を営まれる法人の方々にも拡大するといった変更が予定されています。

このように作物統計調査については、今回だけではなく、来年も諮問が予定されているということをお気持ちにとどめておいていただけたら幸いです。

なお、本調査とは別の調査になりますので、資料には書いておりませんが、同じ農林水産省の統計調査について、1つ付言をいたします。農林水産省では、農業経営統計調査という基幹統計調査も行っていますが、その一部についても民間委託の導入が予定されていて、来月、1月の委員会に諮問が予定されております。詳細は、来月の委員会の場で改めて御説明することになりますが、農業関連調査の審議が続くということで、事前に情報提供させていただきました。

それでは、5ページに列挙した変更メニューのそれぞれについて、6ページ以降で順に説明してまいります。

まず、水稲に関する変更につきまして、4点あります。1つ目は、実測調査を行う箇所数の削減です。作況調査の実施箇所の選定につきましては、スライドに「参考」として写真付きで記載しておりますが、全国の全ての土地を格子状に区切って、水田が含まれるところを単位区として母集団とする。そこから1万単位区を選んで、その単位区内にある水田を1枚選ぶという流れで対象が選定されています。

ちなみに、実際に刈取りをするのは、選択した水田の対角線上から無作為に抽出した3か所ということで、右側の写真に①～③を付けてありますが、それぞれ1平方メートル分

を刈り取るということだそうです。合計3平方メートルということで、約1坪ということから、この刈取りの作業を「坪刈り」というそうで、歴史的には諸説あるようですが、江戸時代における年貢高を決定する方法にまで遡る手法のようです。

今回の変更では、これまで全国で約1万箇所の水田を調べておりましたが、作付面積の減少、ひいては収穫量の減少を踏まえて、これを8,000か所に減らすということが計画されています。これが変更点の1点目です。

次の7ページ目が、実測調査の際に把握する調査事項の整理・削減、そして、それに伴う調査票の見直しです。

水稻の作況調査につきましては、様式第13号という調査票を共通様式で用いていて、農林水産省の職員の方、あるいは調査員の方が、調査のタイミングごとに必要な欄に記入するという形で情報を収集しています。

今後も、この構造自体は変わりませんが、今回の見直しにより、下の表にも掲げておりますが、例えば、行政記録情報等の活用によって実測調査で直接把握する必要性が低下したものの、あるいは利活用状況の優先度を踏まえて削除が適当と認められるもの、それから、作柄の善し悪しにつきましては、以前は実測調査によって行っておりましたが、それを予測式を用いた手法に移行したことで、現在では把握していない事項と、変更理由は幾つかに分かれますが、今回、調査事項を再整理し、様式についても全面的な見直しが予定されています。

次の8ページは、水稻に関する3点目、公表の集約となります。

少しだけ先ほど御説明した3ページに戻っていただければと思いますけれども、水稻の作況調査につきましては、先ほど御説明したとおり刈取りの進捗、つまり、サンプルの蓄積に伴いまして多段階で公表が行われています。ただ、西南暖地の早期栽培等、3ページの下に注を入れておりますが、具体的には徳島、高知、宮崎、鹿児島等の早期栽培、それから沖縄で行われている2期作の1期目については、8月に刈取りが行われる地域もあることから、これまで8月15日時点の公表も行われていました。

8ページに戻っていただければと思います。真ん中の点線部分になります。このような現状にありますが、サンプルの蓄積によりまして、9月25日時点以降、全国一律により確度の高い集計結果が公表されるという中であって、別途、8月下旬に集計・公表するための事務負担も相当に重いということで、今回の変更によりまして、西南暖地の早期栽培等についても他の地域と同様、9月25日時点以降の公表に集約するということが計画されています。

次の9ページ、水稻に関する4点目です。こちらは実態を踏まえた公表時期の修正です。口頭での補足も含めて御説明いたしますが、今年どれぐらいのお米が取れそうかという予想収穫量の公表時期につきましては、2年前の令和3年にも審議をしていただきましたが、注でも記載しておりますとおり、法律に基づいて毎年策定される「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」という農政上の重要な案件の必須データとして用いられていて、その検討を行う「食料・農業・農村政策審議会」の食糧部会に対して、より最新の情報を提供できるように公表するという相互関係になっています。

そして、令和3年のときには、この基本指針の策定期限の変更が予定されていたということもあり、調査結果の公表時期について一度整理しています。このとき、基本指針については、基本的には10月中旬に策定し、その後、大きな作柄の変動があった場合には11月中・下旬に変更するというスケジュールイメージが前提とされていました。そのため、これに間に合う公表時期ということで、予想収穫量の公表を10月上旬、11月上旬と設定した経緯があります。

また、予想収穫量は、単位面積当たりの収量と作付面積の掛け算で出すという計算式なものですから、作付面積についても以前から予想収穫量とセットで公表するという運用がなされています。

では、この変更後、実態はどうだったかというのが、令和4年、令和5年の部分になります。実態として、結果の利活用に全く支障は生じていませんが、ここ数年の実績として、食糧部会が10月下旬にかかり得る時期に開催されていて、これに対して数値の精査を確実に行った結果を公表するという関係から、10月中旬に公表されるという形になっています。

また、それに続く公表につきましても、実績として11月中旬にかかり得る時期に公表されていて、今後、曜日の関係で11月中旬の範囲になる可能性はある。

このようなことから、公表時期について、計画上、1区分ずつ後ろにずらしておくというのが、今回予定されているものです。

以上、4点が水稲に関する変更でございました。

次の10ページ、こちらの上半分は、水稲以外の作物についての変更となります。これまで収穫量調査の実施に当たって、関係団体に対しては郵送・オンラインで行ってききましたが、農業経営体に対しては郵送のみで対応されてきました。そこで今回の変更によりまして、農業経営体に対してもオンラインを追加するというものです。

10ページ下から11ページにかけては、「その他の変更」ということで、本調査の中での共通的な扱い、あるいは複数の調査区分にまたがる変更について記載しています。

まず、10ページ下の公表方法ですが、現在はインターネットと印刷物の両建てで行っていますが、印刷物を取りやめるというものです。変更理由については、資料記載のとおりですが、同じ農林水産省の調査で申し上げれば、8月に答申を頂いた農林業センサスでも同様の変更が行われているところです。

変更事項の最後になりますが、次の11ページは、調査の実態を踏まえて、調査計画の記載を追加するというものです。現状の取扱いの明確化ということですので、実質的に変更が生じるものではございませんが、2点あります。

1つ目は、実測調査に関する調査時期の注記の追加です。それぞれの調査区分ごとの基本的な調査時期につきましては、今も計画に記載されているところですが、実測調査は現地に出向いて行う活動ということもありますので、天候や水稲の生育状況によって計画時期よりも前倒しで行うというケースもあります。

そこで、調査計画に記載された基本的な調査時期よりも前に行うこともあり得る、そして、それにより得られたデータの取扱いについて追記をするというものです。

もう一つ、②の部分ですが、審査・集計過程における行政記録情報等の活用について記

載を追加するというものです。この調査におきましては、以前から、結果精度向上のため、調査実施後の審査・集計の過程におきまして、行政記録情報等も活用されているというのですが、これまで調査計画にその旨の記載がございませんでした。そこで、その記載を追加するというものです。

ただ、具体的に活用している情報につきましては多岐にわたり、変動もあり得るということで、調査計画そのものには具体的な行政記録情報の名称までは記載せずに、個別具体的内容につきましては、計画の参考資料として添付するという対応が予定されております。

なお、本日配布の資料3-2、諮問資料の一式ですが、106ページに、今申した参考資料を添付しておりますので、また後ほど御覧いただければと思います。

以上が今回予定されている変更内容でございましたが、最後、12ページ、こちらは過去の答申で指摘いただいた内容への対応について記載しています。

答申自体は平成28年ということですが、その後、順次対応がなされていたものです。このように時間を要した理由は、水稻以外の作物につきましては、作付面積調査、それから収穫量調査ともに、毎年、全国調査を行っているわけではありませんので、全国データを得るのに時間を要したというものです。

さて、どういう指摘を受けたかといいますと、水稻以外の作物の多くは、毎年全国調査をするわけではありませんので、全国調査を行わない年には、主立った県に対する調査の結果を活用して全国値を推計する必要があります。現在は、主産県調査から得られる最新の増減率を用いることで全国値を推定する方法が使われています。

しかしながら、この場合、主産県の増減率を非主産県に当てはめるということになりません。そのため、直近2回の全国調査から得られる非主産県自身の増減率を用いる方法もあるのではないかと御指摘がございまして、全国調査の時期が到来する作物から順に①と②の比較検証を行って、現行の推計方法に支障がないことを確認する必要があるというのが平成28年の指摘でございました。

そして、その指摘がなされてから6年を経まして、一通り検証を終えた結果として、農林水産省としては、①、②の間に著しい差異は見られない、現行の推計方法で支障ないということで、このまま継続したいという判断がなされているという状況です。

説明が非常に長くなり恐縮でございました。以上が作物統計調査の概要、そして、今回審議いただく内容でございました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○樁委員長 御説明どうもありがとうございました。

本件は、産業統計部会に付託し、詳細につきましては、同部会で御審議いただくことといたします。また、本日配布されております資料3-3にありますとおり、本日付で、石丸努氏、小針美和氏が新たに専門委員として任命されました。

それから、資料3-4にあるとおり、石丸努氏におかれましては、本調査の審議のため産業統計部会の審議に参加していただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントいたしたいと思っております。

作物統計調査は、主要作物の生産実態を把握する非常に重要な調査です。特に水稻につきましては、地方農政局等の職員や調査員による、調査票調査というよりは実測調査の手法によって、かなりの人手をかけて行われてきました。

今回の申請では、この実測調査の効率化が大きな柱とされていますけれども、限られたリソースの中で必要とされるデータの把握・提供というものを着実に継続していくことは大変重要なことと考えます。

これも私個人の経験ですけれども、統計審議会のときに坪刈りの現場に行かせていただいたことがございまして、普通の調査票調査とは非常に違う世界だなと痛感したところです。審議の中で、その種の理解が進むのはなかなか大変なことではないかと思いますが、この調査、着実に継続するために御審議をいただければと思います。

部会長の樋先生をはじめとして、産業統計部会に所属する先生、委員の皆様方、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

財務省では、今般、法人企業統計調査における開業準備中法人の取扱いを変更されたとのことです。そこで、今回、財務省に対して統計委員会への情報提供をお願いしたところです。

それでは、財務省の方から御説明、よろしくお願い申し上げます。

○山川財務省財務総合政策研究所調査統計部長 財務省財務総合政策研究所です。

今般、法人企業統計調査における開業準備中法人の取扱いの見直しをさせていただきましたので、その概要につきまして、御説明をさせていただきます。

では、スライドを1枚おめくりいただきまして、右下のところにページ番号2と振らせていただいております。こちらのスライドですが、まず最初のスライドは、法人企業統計調査の概要になります。

一番上段のところにも記載がありますが、我が国における営利法人等の企業活動の実態を明らかにすることを目的としております。調査事項としましては、ボックスの中、中段にあります。売上高や損益、設備投資などを調査しております。

続いて、次のスライドの方に移らせていただきます。3ページ目です。まず、今回の見直しに至った経緯から御説明をさせていただきます。

本年3月に閣議決定されました第IV期基本計画においては、アンダーラインの部分になりますけれども、「公的統計が重要な情報基盤としての役割を果たすことができるよう、時代の変化や統計ユーザー等のニーズに対応した有用な統計の整備を推進する」とされております。この基本計画を受けまして、法人企業統計調査における各種の課題について検討を行う中で、今回の開業準備中法人の見直しについては、速やかに対応すべき課題として認識をしたところです。

では、次のスライドの方に入らせていただきます。4ページです。それでは、具体的な見直しの内容につきまして、御説明をさせていただきます。

法人企業統計調査では、変更前というボックスがありますが、これまで設立登記終了後、まだ正常な営業活動を開始するに至っていない法人、例えば具体例としてはホテル業を営

利目的とする法人で、その建物が建設中である場合など、要は売上げがまだ立っていない法人につきましては、調査対象から除く、このような手続を取っております。

なぜ、このような取扱いだったかについては、この資料には書かれておりませんが、これまで開業準備中法人については、営業開始前から財務諸表全体の作成を前提とした法人企業統計の調査票の提出を求めることは困難な企業も多く、かつ、これまでは開業準備中法人の設備投資等の規模は、調査結果全体に与える影響としては小さかったということもありまして、調査対象として含めなかったことについては、一定の妥当性があったものと考えているところです。

一方で、これも資料には書かれておりませんが、足元では、営業開始前の段階から大きな投資や費用の発生が見込まれる事例、こうしたものが散見されており、調査結果への影響が無視できなくなってきております。

変更前のまま、こうした投資を調査結果に含めないことによって企業活動全体の実態を過小評価することになってしまうおそれがあります。基本計画にございました時代の変化に対応し、国内の経済活動をより正しく捉えるという観点から、スライド下の変更後のところですが、今後は、開業準備中法人であっても費用や投資の発生が認められる法人は、調査対象から除かないこととする手続に変更していくべきと考え、見直しを行ったものです。

なお、開業準備中法人の取扱いですが、スライド一番下の米印のとおり、こちら調査計画への記載はなく、あくまで統計実施当局で定めているものです。よって、総務省に対する申請承認は要しないと、このように認識しております。

続いて、次のスライドに移らせていただきます。5ページ目です。

今回の見直しに当たりましては、私どもの方で開催しております法人企業統計研究会におきまして、学識経験者の皆様にも御議論をいただきました。御出席をいただきました学識経験者につきましては、スライドのとおりとなっております。委員の皆様からは、2つ目の丸のとおり、今般の開業準備中法人の取扱いの見直しは、企業の実態をよりの確に把握することにつながることから、事務局の提案には賛成であるとの御意見を頂戴したところです。

続いて、次のスライドに移りたいと思います。6ページ目です。

今回の見直しにつきましては、経済実態をより早期に的確に把握するため、令和5年7－9月期調査から見直しを実施し、先日、12月1日にその調査結果を公表しております。その結果公表の1週間前の11月24日に、こちらのスライドの左側の周知文を当方のホームページに掲載し、統計ユーザーの皆様事前にアナウンスを行ったところです。

なお、今回の見直しにより、調査結果に断層が生じる可能性があり、統計ユーザーの利便性を考慮いたしますと、断層に関する何らかの情報を提供の方がよいと考えました。そこで、この7－9月期調査では、右側の3つ目の丸のとおり、売上高、経常利益、設備投資の主要3項目の全規模・全産業の「季節調整済み前期比伸び率」について、見直し後の値に加え見直し前の値、要は、これまでどおり開業準備中法人を除いた値についても参考として公表することを事前にアナウンスいたしました。

なお、こちらのホームページ掲載案、それから季節調整済み前期比による新旧の値の公表につきましても、先ほどの法人企業統計研究会の委員の皆様から御賛同をいただいております。

続いて、次のスライドになります。7ページ目です。

こちらは、12月1日に公表いたしました7-9月期調査の調査結果の報道発表資料になっております。赤枠で囲んでおりますのが、見直し後の売上高、経常利益、設備投資の季節調整済みの前期比伸び率となっております。やや数字が小さいので、こちらの値については、次の8ページ目になりますけども、見直し前のベース、要は7-9月期調査で、新たに調査対象となった開業準備中法人を除いた場合の季節調整済み前期比については、こちらのスライドのような形で公表しております。

こちら御覧をいただきますと、まず、売上高ですが、左側の見直し前の値はプラス1.1%の増収、それから、右側の赤枠で囲っております見直し後の数字、要するに開業準備中法人を含めた値になりますが、プラス1.1%の増収。

続いて、経常利益ですが、左側の見直し前の値はプラス0.8%の増益、右側赤枠の見直し後の値もプラス0.8%の増益。

最後、設備投資は、左側の見直し前の値はプラス1.4%の増加、右側赤枠の見直し後の値もプラス1.4%の増加。

以上のようになっていて、今回の見直しにより、新たに調査対象に含まれた法人の係数については、季節調整済み前期比の増加率を変化させるほどの影響はなかったという結果になりました。

なお、記載はございませんが、法人企業統計調査の設備投資につきましては、四半期別GDP速報の2次QEの基礎資料として活用されているところです。報道発表資料には、このような形で季節調整済み前期比を追加公表しておりますが、さらに、内閣府に対しましては2次QE推計において必要な情報を御提供すべく、統計法の第33条の規定に基づいて、今回から追加した開業準備中法人の調査票情報の提供を行っているところです。

以上が見直しの内容、中身についての御説明になりますが、最後のスライド、9ページ目です。

今回の見直しにつきましては、基本計画の別表、今後5年間に講ずる具体的施策の中で法人企業統計調査に課せられた課題とはなっておりませんが、基本計画にもあります時代の変化に対応し、費用や投資の発生が認められる開業準備中法人を調査対象に含め、経済実態をより早期に的確に把握していくという観点から、今回見直しを実施させていただいたものとなります。

今後についてですが、スライドにあります今後5年間に講ずる具体的施策の中で、法人企業統計調査に具体的に課せられております中身を読み上げますと、欠測値補完の改善について対応していくとともに、時代の変化や統計ユーザー等のニーズに引き続き対応すべく、もし仮にその他の課題についても明らかになった場合については、基本計画の趣旨にのっとって適時適切に見直しを行ってまいりたいと考えております。

引き続き、統計委員会委員の皆様方の御指導をどうぞよろしくお願いいたします。当方

からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントいたしたいと思います。

財務省から、法人企業統計調査における調査対象の見直しにつきまして、御説明いただきました。

これにつきましては、財務省における有識者研究会の御意見も踏まえて、企業活動の実態をよりの確に把握するとの観点からの見直しということで、また、変更に関する影響についても広く周知していただいたとのことでした。

統計委員会としても、時代の変化やユーザーのニーズに対応するとの、正に基本計画に沿った取組として評価したいと思います。

財務省におかれましては、是非、今後も引き続き、いろいろ丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

それでは、本日、第200回の委員会に用意しました議題は以上となります。

次回、201回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○**萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきましては、別途、連絡いたします。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。恐らく新年になるだろうとは推察しておりますけれども、以上をもちまして、第200回の統計委員会を終了させていただきたいと思ひます。

今年の委員、臨時委員、専門委員の皆様方の御協力、それから調査実施部局の皆様方の御協力の下、統計委員会が運営できたことを心から感謝申し上げますとともに、新年もまたよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。